

## 時効消滅

### 事案の概要

50代 男性 アルバイト

依頼者は、10年以上前にオートローンで自動車を購入しました。当時の依頼者はその日暮らしのような生活で、居住場所もころころと変わるような落ち着きのない暮らしをしていたとのことで、まもなくしてオートローン会社への支払いも滞り、行方をくらましていたとのことでした。

そのためカード会社からの催促や督促などを受けることなくそのまま放置していたのですが、この度突然上記カード会社から債権を譲り受けたとする債権回収会社より、元金と遅延損害金合わせて150万円を超える金額を求める訴状が実家に届きました。実家からの連絡を受けて困惑した依頼者から、依頼を受ける形で訴訟を対応することとなりました。

### 解決結果

訴状を確認し、証拠資料を見る限りオートローンの契約を締結し、支払いが滞ってからすでに優に5年を経過していました。

そのため訴状に対する答弁書にて、時効を援用する旨の主張を行いました。

原告はこれを受け、訴訟を取り下げました。念のため債権債務がないという確認書を別途訴訟外で取り交わし、訴訟の取り下げに同意しました。

### 担当弁護士からひとこと

本件は時効の援用が可能な事案であるにもかかわらず、それでもあえて債権回収会社が訴訟を提起してきたという事案でした。

おそらく時効を援用できることを知らない人を相手取った場合であれば、訴訟で勝訴判決を得ることもできる場合が多いことから、業者はあえて訴訟提起をしているものと思います。なお通常消滅時効は5年間です。

複数回支払いを怠った場合、分割払い金の全額を請求できるという取り決め（期限の利益喪失約款といいます。）がなされていますので、支払いを怠ってからすでに5年経過をしているにもかかわらず、訴訟を提起された場合には弁護士に相談してみると本件のような形で解決できるケースが多いと思います。